

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人佐賀大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当大学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、「役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、学長が国立大学法人佐賀大学経営協議会に諮った上で、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。」としている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	特例法に基づく国家公務員の給与の見直しを参考として、平成24年5月から報酬月額9.77%の減額支給を実施した。
理事	特例法に基づく国家公務員の給与の見直しを参考として、平成24年5月から報酬月額9.77%の減額支給を実施した。
理事(非常勤)	改定なし
監事	特例法に基づく国家公務員の給与の見直しを参考として、平成24年5月から報酬月額9.77%の減額支給を実施した。
監事(非常勤)	改定なし

#### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,598	千円 11,526	千円 4,071	千円 ( )			
A理事	千円 12,379	千円 9,111	千円 3,218	千円 49 (通勤手当)			
B理事	千円 12,354	千円 9,111	千円 3,218	千円 24 (通勤手当)			
C理事	千円 12,354	千円 9,111	千円 3,218	千円 24 (通勤手当)			
D理事	千円 12,379	千円 9,111	千円 3,218	千円 49 (通勤手当)			

E理事 (非常勤)	千円 1,650	千円 1,650	千円	千円 ( )			
A監事	千円 10,669	千円 7,866	千円 2,778	千円 24 (通勤手当)			*
B監事 (非常勤)	千円 2,029	千円 1,980	千円	千円 49 (通勤手当)			

注:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
該当なし							

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

当法人の教育、研究及び地域・国際貢献活動等の目的に沿った総合的な人員計画並びに中期目標、中期計画に掲げる総人件費改革の実行計画を基に、当法人において決定された当初予算の範囲内で適正かつ効率的な人件費管理を行う。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度並びに毎年の人事院勧告を参考とし、対応する職種毎に給与水準を決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、人事評価制度による評価結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	昇給日(毎年1月1日)前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ昇給号俸数を決定する。 具体的には、1年間良好な成績で勤務した者を、4号俸上位の号俸に昇給させることを基準として、勤務成績に応じ昇給号俸数を加減させることにより昇給号俸数を決定する。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇格・降格	昇格 : 特に勤務成績が優秀で、かつ大学が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。(国家公務員の給与制度に準拠) 降格 : 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。 (国家公務員の給与制度に準拠)

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。

(職員について)

- ・実施期間: 平成24年5月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容: 一般職(行政職)(一)7級相当以上・▲9.77%, 6～3級相当  
・▲7.77%, 2級相当以下・▲4.77%
- ・諸手当関係の措置の内容: 管理職手当(俸給の特別調整額相当)▲10%,  
期末・勤勉手当▲9.77%
- ・国と異なる措置の概要: 教育職(二)及び教育職(三)(附属学校教員), 附属病院に所属する医療職及び一般職職員を適用除外とした。

(役員について)

- ・実施期間: 平成24年5月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容: ▲9.77%
- ・諸手当関係の措置の内容: 期末特別手当▲9.77%

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1241	45.4	6,278	4,755	71	1,523
事務・技術	295	45.1	5,057	3,839	73	1,218
教育職種 (大学教員)	558	48.7	7,630	5,775	79	1,855
医療職種 (病院看護師)	242	39.0	4,897	3,711	47	1,186
技能・労務職種	19	51.2	5,104	3,851	61	1,253
教育職種 (附属高校教員)	23	45.6	7,179	5,426	81	1,753
教育職種 (附属義務教育学校教員)	40	41.5	6,437	4,903	95	1,534
医療職種 (病院医療技術職員)	62	43.0	5,264	3,975	57	1,289
その他医療職種 (看護師)	2					

再任用職員	11	62.3	3,094	2,648	98	446
事務・技術	10	62.3	3,115	2,667	106	448
技能・労務職種	1					

非常勤職員	67	42.7	4,290	3,763	47	527
事務・技術	29	46.1	2,971	2,283	59	688
教育職種 (大学教員)	8	36.8	4,802	3,677	30	1,125
医療職種 (病院看護師)	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	2					
技能・労務職種	1					
寄附講座教員	16	38.5	6,595	6,595	0	0
特定教育職員	2					

年俸制職員	7	38.4	3,586	3,586	71	0
契約医療事務職員	7	38.4	3,586	3,586	71	0

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：「技能・労務職種」とは、調理師、自動車運転手、用務員等の技能・労務的業務に従事する職種を示す。

注3：「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4：「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5：常勤職員のその他医療職種(看護師)、再任用職員の技能・労務職種、非常勤職員の医療職種(病院看護師)、医療職種(病院医療技術職員)、技能・労務職種、並びに特定教育職員については該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。

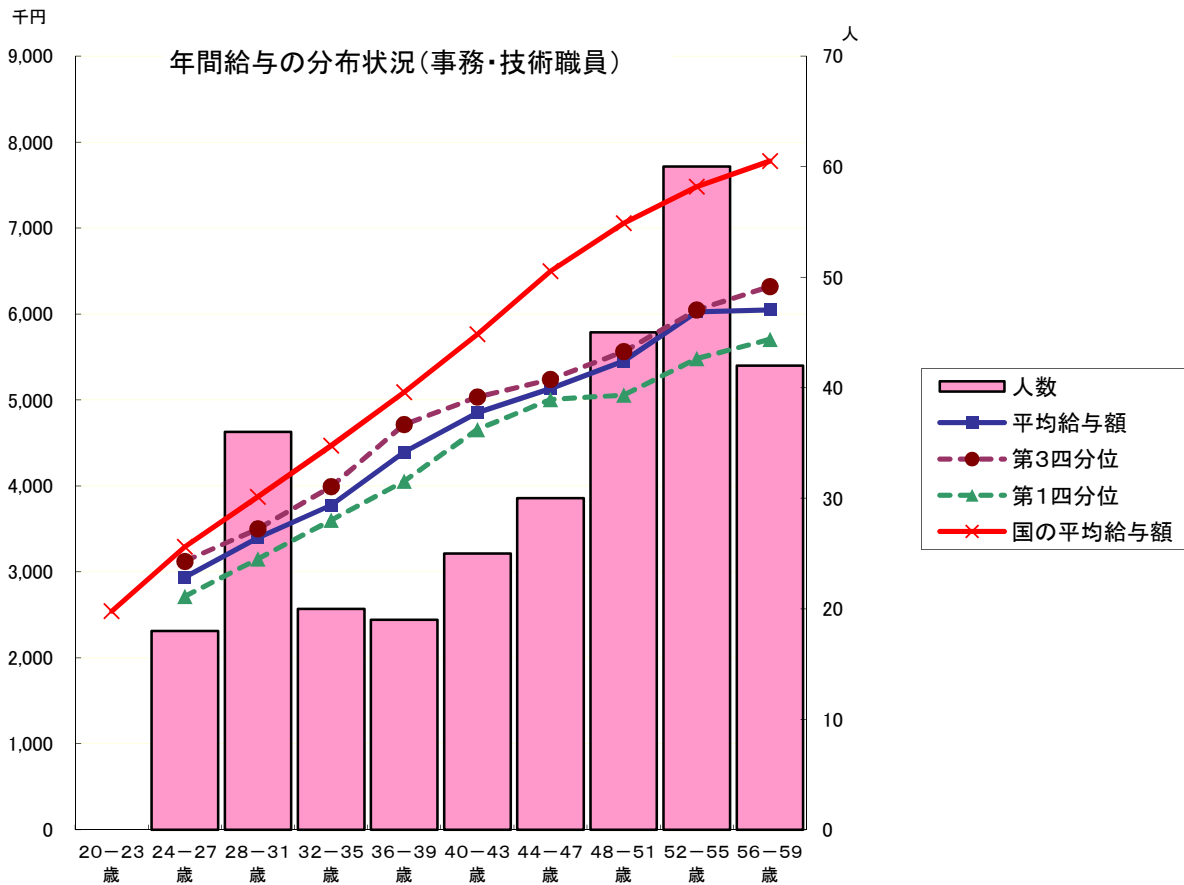
注6：常勤職員の表について医療職種(病院医師)は該当者がいないため欄の記載を省略した

注7：在外職員、任期付職員の区分については該当者がいないため、表の掲載を省略した。

注8：再任用職員の表について、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

注9：非常勤職員の表について、医療職種(病院医師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



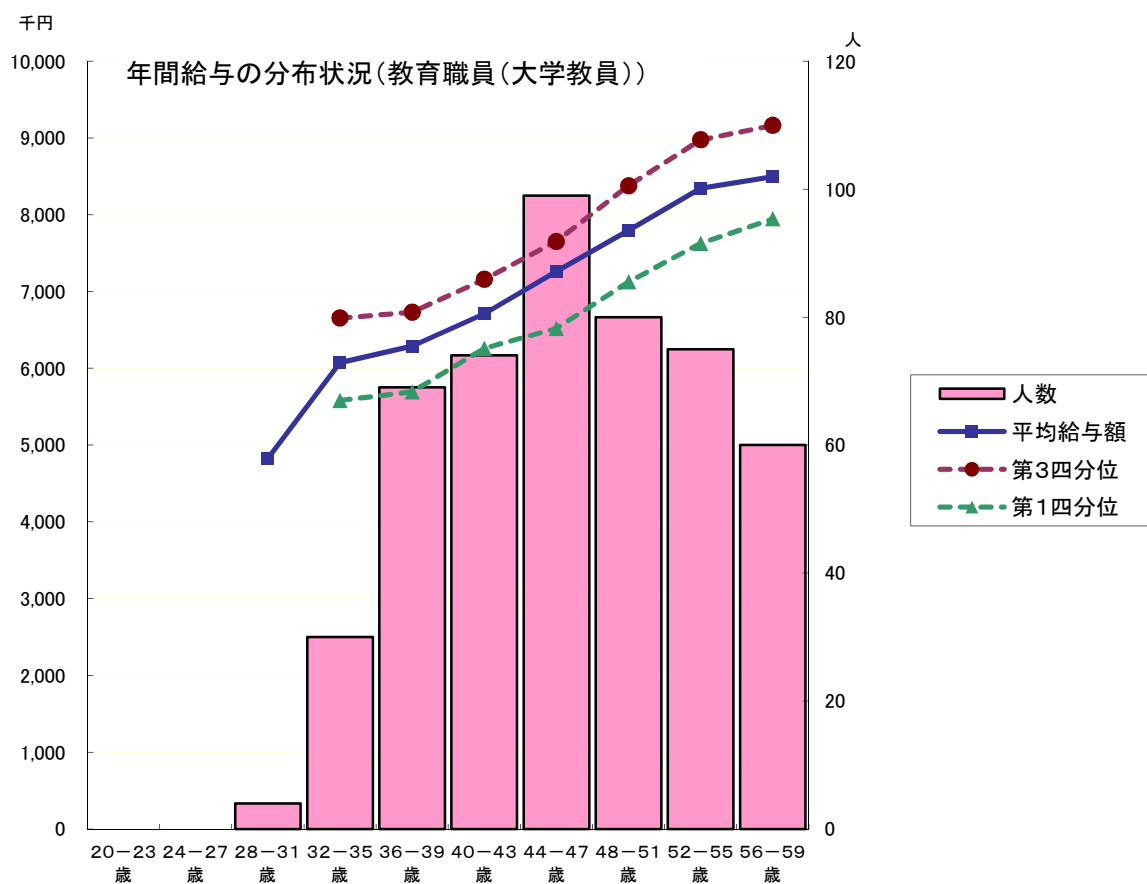
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的職位	部長	3	55.2	—	8,848	—
	課長	20	55.7	6,625	7,143	7,528
	副課長	28	54.1	5,748	5,922	6,053
	係長	133	49.7	5,052	5,333	5,654
	主任	49	42.6	4,012	4,493	4,954
	係員	62	29.2	3,089	3,315	3,501

注1:「部長」の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

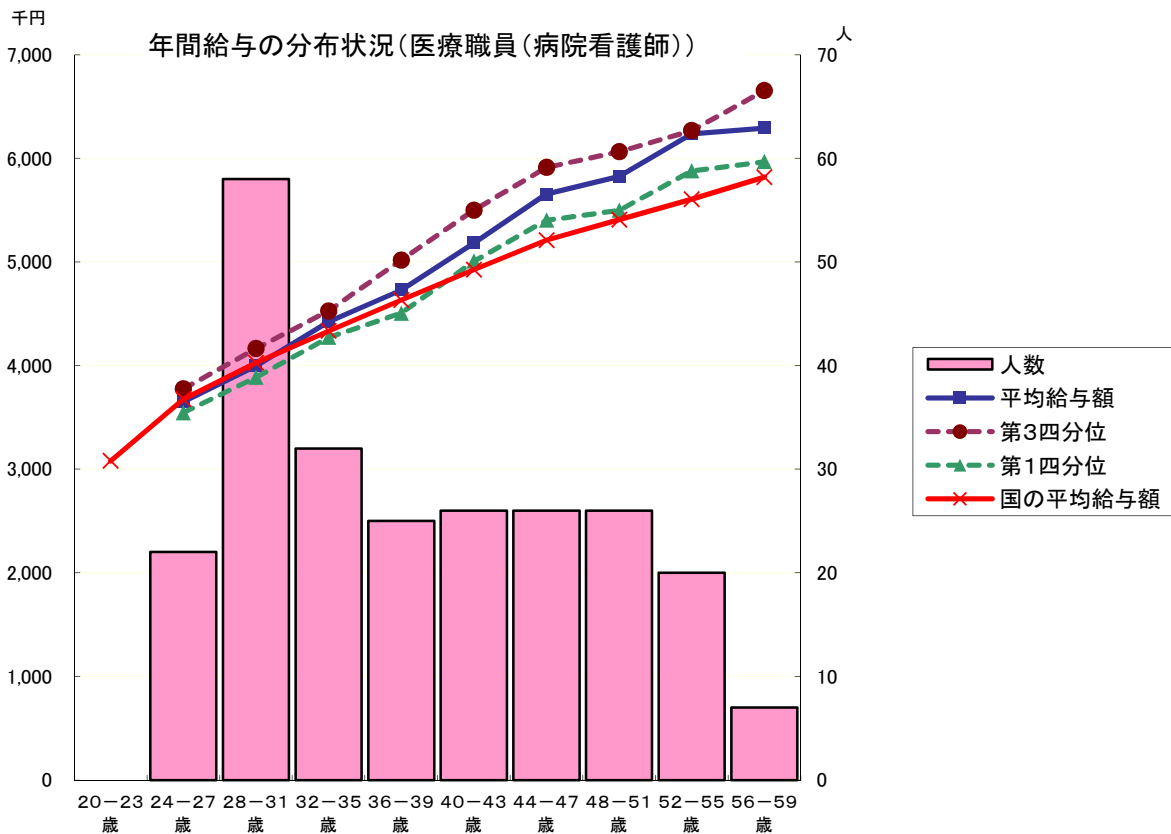
注2:「課長」には課長相当職である「事務長」及び「監査室長」,「副課長」には副課長相当職である「副事務長」,「専門職」及び「技術専門員」,「係長」には係長相当職である「技術専門職員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
代表的 職位	教授	208	56.0	8,172	8,788	9,241
	准教授	186	46.5	6,731	7,243	7,589
	講師	55	44.3	6,106	7,012	7,540
	助教	99	39.7	5,571	6,056	6,517
	助手	3	51.5	—	5,783	—
	教務員	7	47.8	4,650	5,057	5,448

注：「助手」の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1	—	—	—	—	—	—
副看護部長	3	51.5	—	—	7,011	—	—
看護師長	20	48.9	5,888	6,100	6,192	6,192	6,192
副看護師長	41	46.3	5,358	5,608	5,608	6,067	6,067
看護師	177	35.9	3,957	4,475	4,475	5,023	5,023

注1:「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注2:「副看護部長」の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	295 人	21 人 ( 7.1%)	51 人 ( 17.3%)	123 人 ( 41.7%)	68 人 ( 23.1%)	15 人 ( 5.1%)
年齢(最高 ～最低)		31 ～ 24 歳	36 ～ 26 歳	59 ～ 35 歳	59 ～ 42 歳	59 ～ 53 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,596 ～ 2,015 千円	3,579 ～ 2,272 千円	4,335 ～ 2,607 千円	4,780 ～ 3,999 千円	5,387 ～ 4,339 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,306 ～ 2,625 千円	4,715 ～ 2,958 千円	5,728 ～ 3,483 千円	6,338 ～ 5,402 千円	7,006 ～ 5,846 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級
標準的な職位		課長	部長	局長 部長	局長
人員 (割合)		14 人 ( 4.7%)	3 人 ( 1.0%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高 ～最低)		59 ～ 48 歳	56 ～ 53 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,193 ～ 5,165 千円	7,984 ～ 5,986 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		7,994 ～ 6,831 千円	10,496 ～ 8,022 千円	～ 千円	～ 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務員	助 教 手	講 師	准教授	教 授
人員 (割合)	558 人	7 人 ( 1.3%)	102 人 ( 18.3%)	55 人 ( 9.9%)	186 人 ( 33.3%)	208 人 ( 37.3%)
年齢(最高 ～最低)		59 ～ 38 歳	56 ～ 30 歳	57 ～ 33 歳	64 ～ 32 歳	64 ～ 41 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,216 ～ 3,439 千円	6,948 ～ 3,614 千円	10,795 ～ 3,944 千円	12,203 ～ 4,132 千円	12,146 ～ 5,086 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		5,502 ～ 4,488 千円	8,227 ～ 4,745 千円	12,398 ～ 5,204 千円	14,060 ～ 5,490 千円	14,363 ～ 6,883 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	看護部長 副看護部長
人員 (割合)	242人	該当者なし	177人 ( 73.1%)	41人 ( 16.9%)	20人 ( 8.3%)	3人 ( 1.2%)
年齢(最高 ～最低)		～	59歳 ～ 25	58歳 ～ 31	56歳 ～ 40	53歳 ～ 50
所定内給与年額(最高～最低)		～	4,531千円 ～ 2,531	4,963千円 ～ 3,025	4,969千円 ～ 3,982	5,414千円 ～ 5,013
年間給与額(最高～最低)		～	5,968千円 ～ 3,347	6,653千円 ～ 4,043	6,828千円 ～ 5,499	7,208千円 ～ 6,616

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	1人 ( 0.4%)	該当者なし
年齢(最高 ～最低)		
所定内給与年額(最高～最低)		
年間給与額(最高～最低)		

注：6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 66.2	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.0	% 33.8	% 34.9
	最高～最低	% 44.6～33.2	% 44.2～30.5	% 44.2～32.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.5	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 32.5	% 33.8
	最高～最低	% 40.5～31.7	% 37.8～29.3	% 37.7～30.5

## (教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.7	% 65.1	% 63.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.3	% 34.9	% 36.5
	最高～最低	% 51.3～33.4	% 45.2～30.9	% 48.1～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 67.5	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.0	% 32.5	% 33.7
	最高～最低	% 40.5～27.8	% 37.8～29.8	% 39.1～31.0

## (医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 63.0	% 63.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 37.0	% 36.5
	最高～最低	% 37.7～34.5	% 37.8～35.0	% 37.7～34.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.2	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.8	% 34.1
	最高～最低	% 40.5～31.7	% 37.8～29.3	% 37.7～30.5

## ⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

## (事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 80.9対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 90.1

## (教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 92.3

## (医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 104.3対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師)) 97.1

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 80.9		
	参考	地域勘案	88.1
		学歴勘案	81.2
		地域・学歴勘案	87.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 33% (国からの財政支出額 13,240,085千円、支出予算の総額 39,921,015千円：平成24年度予算)		
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は33%、対国家公務員の指数は80.9であり、また、累積欠損は無い。 以上のことから、給与は適切な水準と考えられる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)		
講ずる措置	引き続き、国に準拠した給与により適正な給与水準を維持してまいりたい。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 104.3		
	参考	地域勘案	107.0
		学歴勘案	103.8
		地域・学歴勘案	106.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	国の医療職俸給表(三)適用者に対し本学病院看護師は最終学歴が大学卒業以上の者の割合が高いこと、及び1級適用者(准看護師)がいないこと、また、病院看護師は給与減額の適用除外職員としていることが主な要因と考えられる。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 33% (国からの財政支出額 13,240,085千円、支出予算の総額 39,921,015千円：平成24年度予算)		
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は33%、対国家公務員の指数は104.3であるが、本学の職員構成、また国家公務員の制度と概ね同様の給与制度であることから、給与は適切な水準と考えられる。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)		
講ずる措置	引き続き、国に準拠した給与により適正な給与水準を維持してまいりたい。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

93.2

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔 なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。 〕

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	10,045,393	10,733,181	▲ 687,788	(▲6.4)	▲657,638	(▲6.1)
退職手当支給額 (B)	1,225,751	1,122,527	103,224	( 9.2)	531,974	(76.7)
非常勤役職員等給与 (C)	3,841,880	3,291,869	550,011	(16.7)	802,892	(26.4)
福利厚生費 (D)	1,773,109	1,769,429	3,680	( 0.2)	111,987	( 6.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	16,886,133	16,917,006	▲ 30,873	(▲0.2)	789,215	( 4.9)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、当法人の財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」についての増減要因  
「給与、報酬等支給総額」について、対前年度比6.4ポイント減となっているのは、特例法による国家公務員の給与減額に対応した給与の減額支給により、役員7,912千円、事務・技術職員及び医療職153,616千円、教育職420,760千円の削減を実施したことに加え、前年度に比べ職員数が減少したことが主な要因となったものである。  
また、「最広義人件費」については、対前年度比0.2ポイント減となっているが、これは上記増額要因に併せて、定年退職者が前年度に比べて多かったことによる退職手当の増及び、外部資金等による非常勤職員等給与の増が要因となったものである。
- ② 「退職手当支給額」についての増減要因  
「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24.8.7閣議決定)に基づき、平成25年1月1日から退職手当に関する規則を国家公務員と同様の改正を行ったことに伴い、支給額削減の取組を行ったことにより約50,000千円の支給額が減少したが、前年度に比べ退職者が増加したことにより、結果的には対前年度比9.2ポイント増となった。

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24.8.7閣議決定)に基づき、平成25年1月1日より以下のとおり措置を講ずることとした。

【役員】役員の退職日における基本給月額に、在職期間1月につき12.5/100の割合を乗じた額に87/100(平成25年9月30日までは98/100、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは92/100)を乗じて得た額とした。

【職員】退職手当法上設けられた「調整率」を87/100(平成25年9月30日までは98/100、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは92/100)に引き下げた。